

第 62 回全日本障害馬術大会 2010 Part I 実施要項

主催：社団法人 日本馬術連盟 運営：全日本障害馬術大会実行委員会

1. 期日

平成 22 年 12 月 2 日(木)～ 5 日(日)

2. 後援

駐日フランス大使館
駐日ポーランド大使館
農林水産省
日本放送協会
日本中央競馬会

3. 会場

杉谷馬事公苑
〒594-0032 大阪府和泉市池田下町 2547

4. 競技種目及び日程 (競技日程は都合により変更することがある)

第 1 日目(12 月 2 日)

フレンドシップ競技

I 120cm 以下

II 130cm 以下

第 2 日目(12 月 3 日)

第 1 競技 中障害飛越競技 B(標準)

基準 A 238 条 2.1 (ジャンプオフは行わない)

H130cm 以下 W150cm 以内 水濠 350cm 以内 個数 13 個以下 分速 375m

第 2 競技 中障害飛越競技 A(標準)

基準 A 238 条 2.1 (ジャンプオフは行わない)

H140cm 以下 W160cm 以内 水濠 350cm 以内 個数 13 個以下 分速 375m

第 3 競技 大障害飛越競技(標準)

基準 A 238 条 2.1 (ジャンプオフは行わない)

H150cm 以下 W170cm 以内 水濠 400cm 以内 個数 13 個以下 分速 375m

第 3 日目(12 月 4 日)

第 4 競技 中障害飛越競技 B(スピードアンドハンディネス)

基準 C 239 条 263 条

H125cm 以下 W150cm 以内 個数 15 個以下

同タイムの場合、ジャンプオフは実施せず同順位とする。

第5競技 中障害飛越競技 A(スピードアンドハンディネス)

基準 C 239条 263条

H135cm以下 W160cm以内 個数15個以下

同タイムの場合、ジャンプオフは実施せず同順位とする。

第6競技 大障害飛越競技(スピードアンドハンディネス)

基準 C 239条 263条

H145cm以下 W170cm以内 個数15個以下

同タイムの場合、ジャンプオフは実施せず同順位とする。

※ 第2日目の競技(標準)に出場しなかった人馬は第3日目の競技(スピードアンドハンディネス)に出場することはできない。

第4日目(12月5日)

第7競技 中障害飛越競技 B (決勝)

基準 A 238条 2.2(ジャンプオフは基準 Aで行う)

H130cm以下 W150cm以内 水濠 350cm以内 個数13個以下 分速 375m

第8競技 中障害飛越競技 A (決勝)

基準 A 238条 2.2(ジャンプオフは基準 Aで行う)

H140cm以下 W160cm以内 水濠 350cm以内 個数13個以下 分速 375m

第9競技 全日本障害飛越選手権

基準 A 273条 1, 2.2, 3.1, 4.1(ジャンプオフは基準 Aで行う)

H160cm以下 W180cm以内 水濠 400cm以内 個数13個以下 分速 375m

※ 1回目の走行にて、完走した人馬のみ2回目の走行に出場できる。

【決勝競技出場人馬決定方法】

- (1) 第7競技と第8競技の出場権については、標準とスピードアンドハンディネス競技における順位点の合計点の少ない**各上位50%**(第1日目の第1、第2競技出場数に基づく)の人馬が出場できる。ただし、いずれかの競技で失権また棄権した人馬には順位点を与えず決勝の出場権はない。
- (2) 順位点は、第1位を1点とした各順位をその人馬の順位点として配点し、標準、スピードアンドハンディネス競技の点数を出場人馬ごとに合計する。順位点と同点の場合は、スピードアンドハンディネス競技の成績上位の人馬を上位とする。
- (3) 第9競技の出場権については、第3競技と第6競技の両競技を完走した人馬に与える。複数の馬で出場権を得た選手は、いずれか1頭選択しなければならない。

5. 出場順序

- (1) 第1競技、第2競技、第3競技の出場順序は、本大会実行委員会が抽選により決定する。
- (2) 第4競技、第5競技、第6競技の出場順序は、第1競技、第2競技、第3競技の出場順のリバースオーダーとする。
- (3) 第7競技、第8競技、第9競技は、各予選競技の順位点合計のリバースオーダーとする。
- (4) 複数の馬で出場する選手に対しては、実行委員会がその出番順を調整する事がある。

6. 参加資格

- (1) 日本馬術連盟の個人会員で、申し込み時において日本馬術連盟騎乗者資格B級以上の取得者であること。
- (2) 日本馬術連盟が特に認めた者。
- (3) 馬匹は、申し込み時において日本馬術連盟の登録馬であること。
- (4) 日本馬術連盟に登録のない団体は、所属の名称として使用できない。

7. 参加条件

- (1) 選手の出場は、同一の競技について一選手3頭までとする。
- (2) 馬の出場は、同一競技につき1回限りとする、またクラスを重複できない
- (3) 第1競技と第4競技ならびに第7競技、第2競技と第5競技ならびに第8競技、第3競技と第6競技ならびに第9競技は、各々同一の選手が出場しなければならない。
- (4) 中障害B
 - ①平成22年11月7日(日)までの公認競技会における中障害B乗馬ランキングポイント上位60位までの馬匹。
 - ②61位～80位を予備馬とし、欠員が生じた場合は、順次繰り上げる。
 - ③第62回全日本障害馬術大会2010Part IIの中障害C決勝競技における、上位5位までの人馬。
 - ④第34回全日本ジュニア障害馬術大会2010のヤングライダー選手権にて出場権を得た人馬。
- (5) 中障害A
 - ①平成22年11月7日(日)までの公認競技会における中障害A乗馬ランキングポイント上位50位までの馬匹。
 - ②ポイントを獲得した馬匹に限る。
 - ③第34回全日本ジュニア障害馬術大会2010のヤングライダー選手権にて出場権を得た人馬。
- (6) 大障害

平成22年11月7日(日)までの公認競技会における大障害乗馬ランキングポイントでポイントを獲得した馬匹。
- (7) ナショナルチームのメンバーは、推薦枠で出場することができる。
- (8) エントリー状況に応じて、参加頭数を調整する場合がある。

8. 競技会規程

国際馬術連盟障害馬術競技会規程第23版、一般規程第23版、獣医規程第12版ならびに日本馬術連盟競技会規程第22版、日本馬術連盟獣医規程、獣医規程実施規則による。

9. 選手の服装及び馬装

- (1) 服装は、日本馬術連盟競技会規程第22版による。特に、いかなる場合でも騎乗する際は、必ず固定式顎紐付き乗馬用防護帽を正常に着用すること。乗馬用防護帽を着用しない場合は出場を認めない。(選手以外の者が騎乗する場合も同様とする)
- (2) 馬装は、国際馬術連盟障害馬術競技会規程第257条による。

10. フレンドシップ競技

- (1) この競技への出場は義務付けない。
- (2) 参加については、本大会出場選手以外の指導者も出場できるが、本要項6.(1)を満たしていること。
- (3) 同一馬は2回までエントリーすることができる。
- (4) エントリーは参加申込にあわせて行う。なお、競技進行の状況により追加・変更を認める場合がある。
- (5) 服装は、正装でなくてもよいが見苦しくない服装で、長靴及び定められた防護帽は必ず装着のこと。
- (6) 出場順は日本馬術連盟ウェブサイトにて発表する。

11. 参加料及び登録料

(1) 選手参加料

1人馬2種目分 34,000円(決勝競技の参加料は不要)

※ 参加料の内1種目あたり、2,000円をオリンピック協賛金とする。

(2) 馬匹参加料 1頭 10,000円

※ ナショナルチームメンバーについては、一選手3頭まで選手・馬匹参加料を無料で申し込むことができる。なお、騎乗する馬匹は、7.(4)(5)(6)を満たしていなくてもよい。ただし、グレード申請を完了しており、かつその登録されているクラスのみに出場できることとする。

(3) フレンドシップ参加料 1鞍 10,000円

(4) 振込先 三井住友銀行

日本橋東支店

普通口座

口座番号 7473294 (名義)障害馬術本部実行委員会

※ 参加料の納入は、銀行振込のみとする。(振込以外は受け付けない)

※ 一度納入した参加料等はいかなる場合でも返却しない。ただし、7.にて参加料等を納入後参加できないことが判明した予備馬がいた場合と、主催者側の都合により競技を取りやめた場合は、この限りではない。

12. 申込方法及び期限

(1) 参加申し込み受付は、資格馬発表より郵送で受け付けし、平成22年11月15日(月)までの到着分までとする。

(2) 予備馬については、参加条件を有する馬匹と同じく、仮申し込みとして関係書類の送付と参加料等の振込を期限までに行うこと。なお、仮申し込みをした予備馬が繰り上げとならず、大会に出場できない場合は、実行委員会から申込者に連絡し、出場できない馬匹に係わる参加料等を返金する。

(3) 申し込みにあたっては、次の書類すべてを同封すること。

① 参加申込書

② 参加馬資料表

③ フレンドシップ参加申込書

④ 誓約書

⑤ 振込を証明する書類(コピー可)

⑥ 振込額計算書/提出書類確認表

(4) 送付先

〒104-0033

東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館 6F

日本馬術連盟内 全日本障害馬術大会実行委員会

(5) 申込書類の不足や不備等がある場合は、出場を認めない場合がある。

13. 宿泊

(1) 選手及び一般の宿泊は各自手配すること。

(2) 会場付近での宿泊、幕舎宿営、自炊及び火気使用は認めない。

(3) エントリーの申し込みと同時に、馬取扱人の宿舎(男子に限る)の申し込みをすれば、実行委員会が手配する。ただし、寝具は各自で用意すること。

14. 参加馬の入厩及び退厩

- (1) 馬の入厩期間は、平成 22 年 12 月 1 日(水)より平成 22 年 12 月 5 日(日)までとする。
- (2) 入厩時間は、午前 8 時 30 分から午後 3 時までとする。参加馬資料表に到着日、到着時刻を記入すること。
- (3) 競技開催中は、厩舎付近及び競技会場内での馬運車の移動はできない。
- (4) 馬匹の入厩後、速やかに馬の登録証及び健康手帳を大会本部に提出すること。
- (5) 厩舎地区の保安管理のため厩舎への立ち入り制限を実施する。また、参加馬 1 頭につき原則 4 枚までのリストバンドを各団体に配布する。なお、不足する場合は、大会本部に申し出ること。

15. 馬糧及び敷料

- (1) 馬糧は、各自が持参し退厩の際は全て持ち帰ること。
- (2) 敷料はオガのみとし、実行委員会にて用意する。

16. 馬の防疫

- (1) 下記の事項が記載された馬の健康手帳を携行すること。
 - ①入厩日の前年1月1日以降の馬伝染性貧血症検査の陰性証明。
 - ②馬インフルエンザの予防接種を以下の要領で実施し、その接種証明。
 - ・基礎接種として初回ワクチン接種を実施してから 21 日以上・2 ヶ月以内に 2 回目のワクチン接種を行い、その後、7 ヶ月以内に最初の補強接種を行い、それ以降は1年以内に継続的に補強接種を受けていなければならない。
 - ・競技場へ入厩する 6 ヶ月 + 21 日以内に補強接種(または基礎接種の 2 回目)を受けていなければならない。
 - ・2008 年 3 月 31 日以前に基礎接種を完了している馬については、基礎接種の後の最初の補強接種は1年以内であれば可とする。
 - ③日本脳炎予防接種を以下の要領で実施し、その接種証明。
 - ・当年 5 月 1 日以降に、2 週間から 2 ヶ月の間隔で 2 回実施していること。
- (2) 馬インフルエンザが疑われる馬匹は入厩できない。出発前 1 週間の臨床症状をよく観察し、馬インフルエンザを疑う症状がある場合は、獣医師に検査を依頼すること。
- (3) 馬輸送用馬運車は、積み込み前にその内部をパコマまたは逆性石鹼で消毒すること。
- (4) 入厩予定日において、輸入検査後の着地検査中(3 ヶ月)の馬匹は出場できない。
- (5) 上記が守れない場合や、申込書類に不備がある場合、入厩を認めない。

17. ドーピング検査

- (1) 本大会に参加する全ての人馬を対象として、規程に則りドーピング検査を行う。
- (2) 馬の管理責任者は、競技会での馬の騎乗者(競技者)とし、厩舎地区の保安管理の如何を問わず、自らの管理責任と薬物検査の結果に対する責任を免れることはできない。

18. 打合せ会

- (1) 平成 22 年 12 月 2 日(木)午後 4 時 00 分から本部 1 階にて行う。
- (2) 所属団体の代表者(1 団体 1 名)は、必ず出席すること(代理出席を認める)。
- (3) 打ち合わせ会で承認あるいは確認された事項を優先する。
- (4) 選手の変更は、打ち合わせ会で受け、エントリー済み選手の範囲内で認める。

19. 表彰式

- (1) 表彰式の日程は、別途連絡する。
- (2) 表彰式には正装で参加し、正当な理由なく参加しない者は入賞の資格を失う。

20. 褒賞

- (1) 第1競技から第6競技は、第1位の選手に賞杯を贈り、上位1/4までに馬リボンを贈る。
- (2) 第7競技から第9競技は、上位10位までを入賞とし、第1位から第3位までの選手に賞状・メダル・賞杯・厩舎掛けを贈る。また、入賞馬に馬リボンを贈る。
- (3) 全日本障害飛越選手権の優勝者の賞典は下記による。
 - ・日本馬術連盟会長賞(チャレンジ)
 - ・フランス大使賞(チャレンジ)
 - ・ポーランド大使賞(チャレンジ)
 - ・農林水産大臣賞(チャレンジ)
 - ・NHK会長賞(チャレンジ)
 - ・佐用賞(チャレンジ)
 - ・遊佐賞
- (4) 飼育奨励金は下記の通りとし、支払いは銀行振り込みとする。

単位：千円

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	合計
第7競技	250	150	100	80	60	40	30	25	20	10	765
第8競技	700	350	150	80	60	40	30	25	20	10	1,465
第9競技	1,200	600	300	100	60	40	-	-	-	-	2,300
飼育奨励金 総額											4,530

21. その他

- (1) 資格を誤って申し込んだ場合は出場を認めない。また、大会期間中に発見された場合は失格とし、以後実施される競技には出場できない。
- (2) 参加選手は、会員証、乗馬登録証、馬の健康手帳及び健康保険証(またはそれに代わるもの)を持参すること。
- (3) 選手は何らかの傷害保険に加入していること。
- (4) 打ち合わせ会での選手の変更は、参加選手の中で人馬の組合せの有資格選手の変更のみ認める。
- (5) 事故のないように十分注意すること。万一の場合、応急処置は講ずるが大会実行委員会及び主催者はその責を負わない。
- (6) 一般観覧者に対して事故のないよう十分注意すること。
- (7) 競技場周辺或いは練習馬場等において事故のないよう細心の注意を払うこと。
- (8) 厩舎地区及びその周辺地区は各参加団体の自主管理とし、貴重品の管理には十分注意すること。
- (9) 厩舎地区及びその周辺は火気厳禁とする。
- (10) 清掃は各団体で協力して行い、ゴミは各団体で持ち帰ること。
- (11) 競技会場が定める遵守事項および打ち合わせ会における注意事項を厳守すること。
- (12) 一般車および馬運車の駐車は、大会実行委員会の指示に従うこと。
- (13) 大会実行委員会からの注意勧告に対して、改善の見られない団体に対しては失格とする場合がある。
- (14) 申込書類の誓約書に、血液型及び薬物アレルギーの有無を記載すること。
- (15) 選手及び関係者はメディカルカードを常に携帯すること。
- (16) 本大会の全種目とも、ランキングポイントの対象種目としない。
- (17) 日本馬術連盟ウェブサイトに掲載の案内に注意すること。